

改正

平成23年3月2日

平成30年12月28日

令和2年10月2日

令和3年6月24日

令和4年2月24日

中津川市勤労者技能検定受検手数料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、勤労者の能力開発・資格取得を側面から支援するため、技能の国家検定である技能検定制度の周知とその受検手数料の助成を行うことにより、優秀な技能者を育成し、以って市内の産業振興に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内事業所に勤務する常勤の従業員又は事業主若しくは役員であつて、技能検定試験に合格した者（実技試験及び学科試験のいずれにも合格した者をいう。以下「合格者」という。）。

(2) 市内に事業所を有する法人であつて、当該事業所に勤務する常勤の従業員に技能検定試験を受験させ、当該従業員が合格者となったもの。

(助成対象検定)

第3条 助成対象検定は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の規定に基づく技能検定とする。ただし、特級・1級・単一等級のいずれかの級に限る。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、技能検定受検に要する実技試験及び学科試験受検手数料（以下「受検手数料」という。）の全額とする。ただし、1回の受検につき5万円を上限とし、当該受験手数料について、他に同種の助成金等の交付を受けている場合にあつては、助成の対象とする受験手数料からその額を差し引くものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（実際に受検手数料を支払った者をいう。以下「申請者」という。）は、当該技能検定試験に合格した日の属する年度の末日までに、中津川市勤労者技能検定受検手数料助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 受検手数料支払を証するに足りる書類（写し）

(2) 合格したことを証するに足りる書類（写し）

(3) 助成対象者である旨の事業所の証明（様式第2号）

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請書が提出されたときは、当該書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、中津川市勤労者技能検定受検手数料助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付決定をする場合において、助成金交付の目的を達するため必要があ

るときは、条件を付することができる。

(請求)

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに中津川市勤労者技能検定受検手数料助成金交付請求書(様式第4号)により、市長に請求しなければならない。

(交付)

第8条 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(返還等)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた者が、虚偽その他不正な申請により、助成金の交付を受けた場合は、助成金の交付決定を取り消し、交付した助成金の全部を返還させるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

中津川市長 様

申請者

住所

氏名

中津川市勤労者技能検定受検手数料助成金交付申請書

次のとおり中津川市勤労者技能検定受検手数料助成金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成金交付申請額 _____円
- 2 検定職種
実技試験作業名
学科試験選択科目名
*免除がある場合は免除理由を明記してください。
受検級数 _____ 級
- 3 実技試験日 _____年 _____月 _____日
- 4 学科試験日 _____年 _____月 _____日
- 5 受検者氏名
- 6 受検者住所
- 7 事業所名
- 8 事業所所在地
- 9 手数料支払 _____ ・個人 ・事業所 （いずれかに○）

添 付 書 類

- (1) 手数料の領収書の写し
- (2) 合格を確認できる書類

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

中津川市長 様

住 所

事業所名

代表者名

㊟

中津川市勤労者技能検定受検手数料助成金「助成対象者」証明

下記の者は、当事業所の常勤の従業員あるいは事業主、役員であることを証明します。

記

1 住 所

2 氏 名

3 常勤従業員、事業主、役員の別 ・常勤従業員 ・事業主 ・役員

(いずれかに○)

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

中津川市長

中津川市勤労者技能検定受検手数料助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました中津川市勤労者技能検定受検手数料助成金について、次のとおり決定しましたので、中津川市勤労者技能検定受検手数料助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

助成金交付決定額 金 円

交付条件

中津川市勤労者技能検定受検手数料助成金交付要綱に従うこと。

様式第4号 (第7条関係)

中津川市勤労者技能検定受検手数料助成金交付請求書

年 月 日

申請者

住所

氏名

(法人にあつては法人名及び代表者名)

中津川市長 様

金 _____ 円也

次のとおり中津川市勤労者技能検定受検手数料助成金を交付されたく上記金額を請求いたします。

振	金融機関名	銀行 金庫 農協・組合	店 支店	
	口座名義		口座の種別	普通・当座
込	カナ名義			
	口座番号			
先				